

# 令和2年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和3年1月26日（火）  
【開会】 14時00分  
【閉会】 16時34分  
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満  
委員 高橋 美里  
委員 石井 孝

教育長職務代理者 岡田 弘  
委員 岩切 貴乃  
委員 田中 雅文

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之  
教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄  
教育政策室長 田中 一平  
職員部長 石渡 一城  
学校教育部長 森 有作  
学校教育部担当部長 星野 泰夫  
健康給食推進室長 鈴木 徹  
生涯学習部長 前田 明信  
庶務課担当課長 瀬川 裕  
教育政策室担当課長 二瓶 裕児

カリキュラムセンター担当課長 宮嶋 俊哲  
情報・視聴覚センター室長 栃木 達也  
庶務課課長補佐 永井 洋子  
庶務課職員 古野 喜一  
健康給食推進室担当課長 末木 琢郎  
健康給食推進室担当課長 大塚 裕司  
健康給食推進室担当課長 北村 恵子  
健康給食推進室担当係長 國分 壘彦  
健康給食推進室担当係長 郡司 真梨  
健康給食推進室担当係長 小川 大輔  
教育環境整備推進室担当課長 新田 憲  
教育環境整備推進室担当課長 小田部 純子

教育環境整備推進室担当係長 川上 克哉  
教育環境整備推進室担当係長 染谷 大海  
生涯学習推進課長 箱島 弘一  
生涯学習推進課課長補佐 米井 克子  
生涯学習推進課振興係長 関 裕史  
生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之  
生涯学習推進課担当係長 新津 尚之

調査・委員会担当係長 長谷山 大介  
書記 間山 篤史

## 【署名人】

委員 石井 孝

委員 田中 雅文

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時20分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可いたします。

## 4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.4は、公表期日前の案件で、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、報告事項No.5及び議案第40号から議案第43号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会で報告・提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.4は、公表期日以降は公開しても支障がないため、報告事項No.5及び議案第40号から議案第43号につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 5 署名人

**【小田嶋教育長】**

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と田中委員をお願いいたします。

## 6 報告事項 I

### 報告事項 No.1 令和2年第6回市議会定例会について

**【小田嶋教育長】**

まず、報告事項Iに入ります。

「報告事項No.1 令和2年第6回市議会定例会について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

**【瀬川庶務担当課長】**

それでは、「報告事項No.1 令和2年第6回市議会定例会について」御報告を申し上げますので、お手元の資料をごらんください。なお、本件資料一式につきましては、川崎市議会ホームページで公開しているものなどから抜粋、加工をしたものとなっております。

はじめに、表紙をおめくりいただき、資料の1ページ目をごらんください。「令和2年第6回市議会定例会議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和2年11月24日から12月17日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。このうち、教育委員会関係の議案といたしましては、ページ下段でございます、第174号から第176号までの学校給食センター整備等事業の契約の変更についての3議案でございます。12月11日の本会議におきまして、採決が行われた結果、いずれの議案につきましても、全会一致で原案のとおり可決されたものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。「令和2年第6回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、12月3日、4日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を着色しております。自民党からの質問といたしましては、「川崎市立労働会館・川崎市教育文化会館の再編整備について」「軽易工事全体調査の結果について」「子宮頸がん予防につい

て」などの質問がございました。5ページから9ページまでは、それぞれ公明党、みらい、共産党の順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、10ページをごらんください。次に、「令和2年第6回市議会定例会一般質問発言要旨」についてでございます。資料は、一般質問の開催日ごとに、発言者と要旨を記載した一覧になっておりまして、一般質問は、12月14日から12月17日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対し、22名の議員から28項目の質問がございました。主な質問といたしましては、「大丸用水の歴史と文化的価値」「不登校児童生徒への支援について」などの質問がございました。17ページまで同様に、一般質問の要旨を記載しておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

ただいま御説明申し上げました代表質問・一般質問につきましては、川崎市議会のホームページに、速報版の議事録が公開されておりますので、御案内いたします。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、令和2年第6回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

### 報告事項 No.2 市議会請願・陳情審査状況について

#### 【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

#### 【瀬川庶務担当課長】

それでは、「報告事項No.2 市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。

お手元の資料の表紙をおめくりいただき、1ページ目をごらんください。「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。本日は、前回御報告をしました、令和2年8月25日開催の教育委員会臨時会以降に、文教委員会に付託及び取り下げられました請願・陳情の件につきまして、御報告を申し上げます。

はじめに、ページの下から2番目、「請願第13号 少人数学級の推進と小学校に英語専科教員の加配を求める請願」でございますが、本件につきましては、請願者が請願項目を変更して再度請願したいという理由から、9月9日に取下げ願いが提出され、10月6日に承認されたことに

より取下げとなりました。なお、本件に代わる新たな請願につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、ページの一番下、「陳情第67号 多摩区役所生田出張所仮庁舎に図書館開設を求める陳情」、2ページに参りまして、一番上、「請願第20号 子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願」「陳情第73号 川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情」がそれぞれ提出され、文教委員会に付託されました。

各請願・陳情の概要について御説明いたしますので、3ページをごらんください。はじめに「陳情第67号」でございます。陳情の要旨といたしましては、「多摩区役所生田出張所仮庁舎跡に図書館開設をお願いします。」でございます。

続きまして、6ページをごらんください。「請願第20号」でございます。こちらは、先ほどの取下げた「請願第13号」に代わるものとして、新たに提出及び付託されたものでございます。請願事項といたしましては、「1 国に対し、少人数学級を進めるよう、意見書を提出するなど要望すること。」「2 川崎市は一刻も早く、小学校3年から中学校3年まで、35人以下学級にすること。」でございます。

続きまして、8ページをごらんください。「陳情第73号」でございます。陳情の要旨といたしましては、「1 子どもでも高齢者でも歩いて行けるように、将来的に中学校区に1つ、図書館を造ってください。」「2 市民の資料要求に応えるため、市民1人当たり150円以上の資料費の予算を確保してください。」「3 図書館と、利益を求める民間企業は矛盾します。自治体が責任を持って、直営で運営してください。」「4 図書館に正規司書を増員してください。」でございます。

ただいま御説明いたしました「陳情第67号」「請願第20号」及び「陳情第73号」につきましては、今後、文教委員会で審査される予定でございます。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託された請願・陳情書で、今後、審査されるものでございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

何かお気づきの点がございましたら、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 報告事項 No.3 緊急事態宣言下における本市教育活動等の対応について

### 【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.3 緊急事態宣言下における本市教育活動等の対応について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは「報告事項No.3 緊急事態宣言下における本市教育活動等の対応について」御説明いたします。表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。

はじめに、「資料1」、「緊急事態宣言下における本市行政運営方針について」でございます。こちらは、令和3年1月7日に政府から発出された「緊急事態宣言」や、神奈川県から「県実施方針」が示されましたことを受け、1月8日から緊急事態宣言の終了が予定されている2月7日までの間の、本市の行政運営方針でございます。

内容といたしましては、1、保健衛生・医療対策等のひっ迫状況を解消するため、局区横断的な職員の応援体制の構築を行い、必要不可欠な市民サービスの安定的な提供を実施すること。

2、業務の実施において、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用、換気といった基本的な感染対策を継続すること。

3、本市が主催するイベント等については、国、県の方針、及び関係機関等が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の可否を判断すること。

4、本市が管理する市民利用施設、市民館や図書館等について、利用時間を最大20時までとすること。

2ページに参りまして、5、市立小・中・高・特別支援学校等について、感染症対策を徹底した上で、開校すること。

6及び7として、保育所、わくわくプラザについても感染防止対策を徹底した上で開所すること。以上が示されております。

次に、この行政運営方針を受けまして、緊急事態宣言期間中の教育委員会の所管施設である学校や、社会教育施設等の対応を御説明いたしますので、3ページの「資料2」をごらんください。「緊急事態宣言下における市立学校の教育活動について」でございます。

はじめに、「基本的な考え方」でございますが、児童生徒の感染経路は家庭内感染が多いことや、現時点では学校を中心に感染が広がっていない状況から、子どもの学びを最大限確保することを前提に、これまでの感染防止対策を改めて徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施することとするものでございます。

次に、「1 宿泊行事」につきましては、感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言期間中は、延期または中止といたしました。具体的には、「(1)」にありますとおり、高等学校・特別支援学校等の修学旅行や宿泊研修につきましては、延期または中止とし、宣言解除後に実施可としております。一方、「(2)」の中学校及び聾学校中学部の自然教室につきましては、活動内容がスキー教室でございまして、延期日程の確保が困難なため、全校で中止といたしました。

次に、「2 校外学習」でございますが、宿泊を伴わない校外学習につきましては、公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可とし、公共交通機関を利用する場合は、延期または中止といたしました。

続きまして、「3 部活動」についてでございますが、県大会等の上位大会等につながる大会への参加を除き、原則として校内での活動に限定して実施することとしております。なお、県大会

等への参加につきましては、保護者の同意や、最小限の人数での参加を条件としております。

4ページをごらんください。次に、「4 市立高等学校、市立特別支援学校高等部等の通学」でありますが、これらの学校は、公共交通機関を利用して通学をしている生徒が多いことから、状況により時差登校等を行うこととしております。

次に、「5 市立川崎高等学校附属中学校の適性検査」につきましては、感染防止対策を講じた上で、予定どおり、本年2月3日に実施いたします。

「6 わくわくプラザ」につきましては、記載のとおりでございます。

市立学校における対応につきましては、以上でございます。

続きまして、5ページの「資料3」をごらんください。「緊急事態宣言下における社会教育施設等の対応について」でございます。

本市行政運営方針に基づき、「1 教育文化会館・市民館」「2 市立図書館」「3 学校施設開放」「4 地域の寺子屋事業」に関しまして、終了時刻が20時以降であった施設や活動について、「20時まで」といたしました。また、これらの施設に加え、「5 宙と緑の科学館」や、6ページをお開きいただきまして、「7 地名資料室」といった諸施設の利用人数等につきまして、半数程度に縮小した上で開館をしております。

そのほか、施設が実施を予定していた各種事業につきましても、市民サービスの低下を招かぬよう、感染対策を講じ、工夫をしながら継続しているところでございます。

社会教育施設等における対応につきましては以上でございます。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等はございますか。

田中委員、どうぞ。

#### 【田中委員】

質問ということでもないんですが、先日、事務局のほうに、今、このコロナ禍の中で、学校教育から社会教育まで含め、教育委員会所管の範囲で、一体どういう状況になっているかというものをまとめて我々委員が把握して、何か今後の検討課題など、話し合えればいいんだけどもというようなことを申し上げたところ、早速、この資料を作っていただきまして、どうもありがとうございました。これだけでも本当に作るのが大変だと思いますので、お忙しい中で感謝いたします。

こういうのをきっかけにしながら、今のコロナ禍の状況の中での教育のあり方を、また必要に応じて我々で検討していければいいなというふうに感じました。まずはお礼を申し上げます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

### 【高橋委員】

12月ぐらいから学校関係でも感染者のほうは、ほぼ毎日のように出るようになって、事務局の皆様には、毎日、情報収集ですとか、報道発表等の、今までなかった仕事がたくさん増えたと思うので、いろいろ御対応いただいてありがとうございます。まず感謝を申し上げたいと思います。

それで、今、報道発表ということをしたんですけども、私もあまり、大体イメージ的に秋くらいまでは一週間に1件ぐらいだったと思うんですけども、本当に12月に入ってから、急に数が増えて、もう毎日のように、年末年始もお休みもなく、最近では土日もほぼ、報道発表がない日はないくらい、毎日感染者のほうが出ていると思うんですけども、週に一人くらいのは、情報収集であるとか、情報公開の方法というの、例えば学校から上がってくるフォーマットのような資料があったと思うんですけども、例えば紙のやり取りとか、電話のやり取りだけで間に合っているのかな、と思うんですけど、もう本当に今のように、毎日感染者が出るような状況になると、すごく手間のかかる作業になってしまっているのではないかなというふうにすごく心配しております。

今はもう目の前の対応がまだ増える可能性もありますので、目の前に対応に集中していただいて、感染者の数が少し落ち着いたときに、もしかしたら、またこの第4波とか、まだ下がってもまた増えるということが随分考えられますので、情報収集ですとか、やっぱり保護者の方ですとか、地域の方で即情報を公開してください、という、そういう御要望も多いと思うので、それに応えつつも、やはり教育委員会の通常の業務があつての上での、さらにコロナの対応だと思しますので、効率的にというか、事務局の負担が減って、かつ、情報の公開のスピードですとか、効率が上がるような、何か対策が考えられればいいなというふうに思っています。それは、これから落ち着いてからの要望です。

質問がもう一つあります。12月から感染者が出るのは児童のほうも家族感染、濃厚接触者がほとんどかなと思うんですけども、かなりの数のお子さんが長期で、2週間とか3週間という単位でお休みをされるようになってきているので、そういう児童生徒さんへの、やっぱり学習のフォローが、そろそろ問題になってくるというか、やっぱり一人二人じゃなくなってきたときに、学校のほうも個別対応だけでは間に合わなくなる日がくるのかなと思っているので、その辺り現状どうなっているのかというのと、もし何か今後対策として考えられることがあれば、教えていただければと思います。

### 【小田嶋教育長】

コロナの欠席による児童生徒への学習支援の状況ということですね。

学校教育部長から、お願いします。

### 【森学校教育部長】

御質問ありがとうございます。現状といたしましては、毎晩、区の教育担当が学校と調整しながら、情報入手をしまして、それを局内または全庁的な関係各課と情報共有を図りながら進めているところでございまして、現状としては、やはり常時100名以上、100名から200名くらいの間で検査状況の把握に努めているところでございまして、結果判定がどうしても夜中になってしまうようなこともよくありまして、そこから濃厚接触者の特定ということになりますの

で、連日保健所も含めまして、深夜まで、という状況でございます。ただ、保健所のほうで非常に学校関係について、本当に一生懸命対応していただいております、これまで臨時休業にならずに、早期に濃厚接触者が特定できたケースですとか、あと濃厚接触者がいないという、学校の取組をしっかり把握していただいた上で、臨時休業しない、という判断をしていただいたケースもたくさんあるところでございます。

長期に、例えばお父様が感染して、その後、お母様が感染してと、順々に感染してしまうと、どうしても長期になってしまう状況があるのですが、全ての学校に状況を確認することはできないのですが、各学校、基本的にはまず、すぐに連絡を取って、学習課題をポスティングしたり、もしくは電話連絡で健康観察をしながら学習の相談に応じているというような状況でございます。

あと、やはり心のケアも大事でございますので、その部分を配慮しながら、まめな連絡を取ったり、声掛けをしたりといったところに心がけているといった話を聞いてございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

いかがですか。

**【高橋委員】**

丁寧に対応していただいているので、本当にありがとうございます。なかなか気が抜けない状況が続くと思いますけれども、現場の学校の先生方もすごく気を遣ってくださっているのは、いろんな研究発表会を見に行ったときにも感じますし、子どもたちも秋ぐらいはマスクを外している子もたまに見かけたんですけれども、やっぱり冬、寒くなるのもあるのか、もう本当に子どもたちもみんなマスクをして、感染に気をつけているなと思いますので、親も一緒にみんなで乗り切っていければなというふうに思います。引き続きよろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

岩切委員。

**【岩切委員】**

いろいろと取りまとめのほうありがとうございました。5ページ目のところなんですけれども、宙と緑の科学館のところで、プラネタリウムの座席数を半分に減らすというような措置を講じていただいておりますけれども、プラネタリウムは結構密閉空間だと思うんですけれども、換気の状態とか、そういったことを何かお分かりでしたら教えていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

では生涯学習部長、お願いします。

**【前田生涯学習部長】**

生涯学習部の前田です。御指摘のとおり、少し限られた空間になってございますけれども、換気については、上映中は通常の空調設備を活用した方法でやっております、そのほか投影と投影の間を通常よりも上映回数を1回減らしている形で、投影と投影の間を確保して、その間に十分な換気を行うようにしてございます。

それと少し付け加えて御説明させていただきますと、科学館の入館に当たりましては、体温の測定、手指消毒のお願いなどを徹底していただきながら、プラネタリウムのさらに入場、入館料を払って観覧していただく方につきましては、御協力の範囲内ではございますけれども、御連絡先の提供の御協力もお願いさせていただいているところでございます。

以上になります。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

石井委員。

**【石井委員】**

12月、年末に研究授業の発表で中原区の井田小学校に参加をさせていただきました。本当に何十年かぶりで校内を訪問させていただいて、まさにコロナの予防の関係では、学校の建物の階ごとに手を洗いましょうとか、うがいをしましょうとか、あらゆる教室、子どもたちの目に触れるところで、注意喚起もされていまして。それから、研究授業中の換気であるとか、窓の開閉であるとか、細かいところも先生方は、細かく気を遣われて、一緒に感染予防に努めるという、子どもたちも含めて学校全体で取り組んでいるというのが、研究授業のテーマとは別ですけども、非常に僕も感じました。ですから、ああいうところを見ると、保護者の方も学校も真剣に取り組んでいるな、ということが分かると思いました。これは多分、川崎市内の全校でも実施されていると思いますので、ぜひ気の緩みだとか、子どもたちの集中力が途絶えることのないように、こういった活動を学校の中で継続していくことが、何より感染の拡大防止につながると思いますので、先生方、学校の取組に頭の下がる思いでした。すばらしいことだなと思っています。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ほかには。

**【岡田教育長職務代理者】**

緊急事態宣言下における現場の教職員の皆様方の活動というか、教育活動に本当に敬意を称するとともに、教育委員会の皆様方の対応に心から敬意を表すると同時に、先ほどもお話がちよつとありましたように、心のケアということで、先生方と教育委員会の皆様方のストレスマネジメントですね、ぜひこれをお互いに入れながらというふうに思います。

文科省のほうではテレワークを入れた段階で、テレワーク用のモバイルを配付しているようでありまして、それがどこまでできるかは分かりませんが、そういったことを踏まえた

きに、学校現場の先生方が8時以降にやっぱり電気がずつついていてということもあり得ますので、この状況下でありますので、誠実になさっていらっしゃいますので、遅くなることもあり得るのかなと思いますけれども、本当にくれぐれも心と体のケアというか、それに気を配っていただければなというふうに思います。

それで一つ教えていただきたいんですが、資料の4ページの「5 市立川崎高等学校附属中学校の適性検査」についてなんですが、これは市民の方々の注目があるということと同時に、受験される方々のことを考えると、本当に万全を期した上に万全を期していく必要があるんじゃないかと思うんですが、教えていただきたいのは、これをやる時、先日の私の経験では、共通テストが初めて施行されたとき、N95のマスクが配付されたんですね。監督する側は、N95のマスクをしたんですが、これが意外と息苦しいんです。慣れていない私からすると、医療現場の方々は大丈夫なんだろうけれども、意外と息苦しくて、というようなこともあって、マスクのことであったりだとか、座席の間隔のことであったりとか、通気性を考えたときに窓を開けたときに、窓のそばにいらっしゃる方とそうでない方の差が出たりだとか、様々な工夫をして実際に共通テストが行われましたので、そういう事例も参考に多分されているというふうには思うんですけれども、質問は、今言ったように、N95のマスクのような、何か監督者側にマスクを別に用意されているとか、そういうことがあるのかどうか、それをぜひ教えていただければというふうに思います。

**【小田嶋教育長】**

お願いします。

**【森学校教育部長】**

受験に際しまして、特にN95のマスクの配付というのはございませんので、監督員自ら、しっかり感染対策をするというようなスタンスにしております。

感染予防対策といたしましては、当然受験生の健康管理の確認というところもございますし、受験会場におきましても、先日、面接の中止のほうを御報告させていただいたかと思うのですが、それ以外に、教室の人数も、例年ですと30人か35人いるところを、30人を切る人数に減らしてございます。また開門時間を早めにして、たまらないようにという配慮をしたりとか、あと合格発表、午前中はウェブだけにして、午後掲示を見に行くことができるような形で分散化を図る等、対応を図っているところでございますので、感染対策、考えられるところにつきましては、いろいろな点で配慮をしてみたいと考えております。

**【岡田教育長職務代理者】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

田中委員、どうぞ。

**【田中委員】**

これはまだ、なかなか公表できるだけの情報がそろっていないということであれば、またいずれ報告書が出たときに教えていただければいいんですけど、今の時点で、もし教えていただける範囲のことがあればと思って、2つほど質問させていただきます。

まず、資料2の3ページ辺りですか、校外学習であるとか、部活動だとか、かなり学校での活動が従来よりは抑制的になっていますけれども、その関係で特に中学校辺りで、いろいろ発散できないために、トラブルが起きやすくなったりとか、子どもたちに何か難しい状況が起こったりとか、もし何か、今可能な範囲でお話いただけることがあれば、教えていただきたいと思います。ただ、デリケートな問題でもあるでしょうから、難しければ構いません。

2点目は、「資料3」のところなんですけど、社会教育の施設で、いろいろと、定員を半分とか、20時以降はやらないとか、あるわけですけども、私も地元の自治体でコミュニティセンターの関係をしているんですけども、こういうときにやっても、今なかなか、やはり皆さん感染防止のためにかなり自粛しているの、開いていてもなかなか利用がないという状況が随分、私の地元ではあるようなんですけど、川崎市の特に市民館辺りで、定員を半分にするとか、20時までということをやっている中で、実際それくらいの範囲で利用があるのか、あるいは相当減っているのか、その辺り、いずれ事業報告書が出るでしょうから、それを見なければ分からない状況であれば、今の時点ではいいんですけど、もし何か分かることがあればと思ってお聞きしたいと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

では、最初の学校での子どもたちの状況についてお願いします。

**【森学校教育部長】**

今回の緊急事態宣言下におきましても、子どもたちの学びを止めないといったところを、全国的にもそういう方針でやっておりますので、部活動等の制約はございますが、部活動についても校内に限定して活動もできておりますし、今現在、発散できなくて、トラブルが発生しているというような報告は受けておりません。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

生涯学習施設利用状況について、お願いします。

**【前田生涯学習部長】**

生涯学習部の前田です。御質問の事項について数字的にきれいに整理したものは、ちょっと今ないんですけども、現場の市民館長に状況を聞く中では、やはり当初急に緊急事態宣言が出たものですから、おしまいの時間を21時ではなく20時に、とお願いをする中では、やはり皆さんすごく御協力をしていただきながら、館の運営のほうに合わせていただいているような状況でございます。

実際の利用に当たりましても、やはり定員が半分という中ではございますが、極端に御利用が減ったとかということは今のところ聞いてございませんので、お使いいただく市民の皆様もやは

りこういった感染症対策のことについて十分御理解、御留意をいただいた上で、御利用いただいているものでないかと存じます。

**【田中委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

今の田中委員の御質問で、私、子どもが学校に行っていますので、自分のごく周りの感じだけなんですけれど、思ったよりも子どもたちは、学校の先生方が多分いろいろ考えて、限られた制約の中でも、うまく子どもたちがエネルギーを発散したり、いろんなことができるように工夫していただいているんだと思うので、お母さんとかの間でも、子どもが荒れたとか、大変だという話は、思ったほど、ほぼそういう話はないと思います。

公園なんかのオープンスペースは子どもたちも気をつけながら遊んだりはしているので、そういうところは見える範囲ですけれども、大きく荒れていたりということはないような気はします。

市民館なんかを利用される方のお話で、この間も16ミリのフィルムのイベントを、本当は70人くらいの定員だったんですけども、半分以下に縮小してでも開催する、というようなお話も聞いているので、感染対策をやりながら、規模は縮小して残念だけれども、そういう活動を地道にされている方もいらっしゃるように、自分の見える範囲ではそういう感じています。

**【田中委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【高橋委員】**

それで、質問2個だけ。細かい質問なんですけれど、中学校の修学旅行で附属中の修学旅行は、2月、3月、議会のほうの議事録にもあったと思うんですけど、その辺りは状況によってなのかなというところなんですけど、検討状況と、あと3月に小学校6年生対象のよみうりランドのほうも、もし何か動きがあれば、教えていただければなというふうに思います。

あと、すみません、もう一つさっきの田中先生の、子どもが荒れていませんか、というお話で、私が思っているのは、何となく今年一年は頑張れると思うんですね。問題は来年、もう1年頑張って、新しい年になったら、何か子どもたちも気分が一新になって、もう大丈夫なんじゃないかと期待しちゃうんじゃないかと思って、そのときに、また何か、あれもできない、これもできないみたいになったら、やっぱりそのときに、何か爆発しちゃうんじゃないかなと、田中先生のお話を聞いていて思いました。

もう、そろそろ2月で、各学校の先生、校長先生とか先生方が、来年の学校の教育計画を検討されている時期だと思うんですけど、どういう前提で学校の先生方も来年の教育計画を立てたらいいかというのが、困られているんじゃないかなと思って、コロナがどのくらいの前提で立

てないといけないのか。去年は3月、4月に学校の先生方とお話したときは、1週間、2週間ごとに状況が変わると。だから、言われて、それに合わせて計画を作ったんだけど、また1週間後にまた変わって、また作り直しで、とって、もう何回も何回もいろんな計画を作り直しているんですよ、というお話を聞いたので、そういうことが少しでも何か減るように、何か対策を教育委員会のほうでも、例えば、「この3パターンぐらいは考えておいてください」とか、何か指針を立てると、計画しやすいのかなと今思ったので、御検討いただければと思います。

**【小田嶋教育長】**

まず、修学旅行についてですね。

**【森学校教育部長】**

これから修学旅行を予定している学校は、例えば、附属中学校以外でも、高等学校ですとか、特別支援学校とかがあるわけですが、今現在は、この期間中は一時停止していただいていますので、代替の行事を検討している学校もあれば、延期を検討している学校等もございます。附属中につきましても、今検討中でございますので、状況の推移を見ているところでございます。

**【小田嶋教育長】**

よみうりランドの件は。

**【二瓶教育政策室担当課長】**

教育政策室でございます。よみうりランドのイベント、日帰りの修学旅行の代替行事として位置づけているところでございますが、「資料2」の「2 校外学習」にございますように、「感染防止対策を十分確認した上での公共交通機関を利用しない場合に限定して」という形で「実施可」としているところでございます。

実際、このよみうりランドのイベントの案につきましては、園も貸切、それから各学校から園までの行程につきましても、バスを貸し切って利用する予定であります。様々なパンデミックのような不測の事態等がなければ、我々は今、何とか子どもたちにいろいろ行事が中止になる中で、このよみうりランド、非常に期待する声を我々も受けております。何とかここで思い出づくりをしていただきたいと思います。今現状、関係者一同、感染対策もいろいろ検討しながら、ぜひ子どもたちにとってよりよいイベントとなるように頑張っており、今進めているところでございます。

以上でございます。

**【高橋委員】**

引き続きよろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

教育課程の計画については、学校教育部長。

**【森学校教育部長】**

各学校におかれましては、この時期ですと、来年の日程というのは、ほぼ固まりつつあるところでございますが、まだ最終的に固まっている時期ではないのかなと思います。今最終的な調整を行っているところだと思っております。

学校にお伺いしますと、やはり今年度を踏まえて、様々なことを、行事についても、見直しを検討していると聞いていますので、校長会とも連絡調整をしておりますので、その中で必要な助言とか、もしくは共通認識を図ったりしていく予定でございますので、そういう形で支援してまいりたいと考えております。

**【高橋委員】**

引き続き、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

子どもたちの状況については今報告があったとおりになんですけれど、それでもやっぱり家庭の状況ですとか、保護者の状況、いろいろ大きな変化があると思いますので、見えている部分はいいんですけど、やっぱり見えない部分でいろいろ状況があると思いますので、丁寧にSOS等をキャッチできるように、今までもずっとそういった投げかけを学校にしていますが、さらに丁寧に、ということで進めていきたいと思っています。

それでは報告事項 No. 3 について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

**【小田嶋教育長】**

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるよう、お願い申し上げます。

<以下、非公開>

## 7 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 令和2年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について

**【小田嶋教育長】**

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項 No. 4 令和2年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施につい

て」の説明を、庶務課担当課長、お願いします。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、「報告事項No.4 令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について」御説明申し上げます。

はじめに「1 経緯及び趣旨」でございますが、教育委員会事務局では、文化財保護法の規定に基づく高度な専門性が必要である文化財課（埋蔵文化財）の業務において、埋蔵文化財行政の効率的・効果的な事業を推進する上で、専門的な知識・技能・経験を有する人材を確保するため、任期付職員（学芸員）の採用選考を行うものでございます。

次に「2 選考区分及び採用予定人数」でございますが、「選考区分」につきましては「埋蔵文化財」、「職種」につきましては「学芸員」、「採用予定人数」につきましては「1名」といたします。

次に、「3 任用期間」でございますが、令和3年5月1日から令和7年3月31日までの3年11か月間となっております。

次に、「4 選考日時等」でございますが、「第1次選考」につきましては、令和3年3月7日、日曜日に、「川崎市教育文化会館」におきまして「教養試験」及び「専門試験」により実施いたします。「第2次選考」につきましては、令和3年3月28日、日曜日に「川崎市役所第4庁舎」で「面接試験」により実施いたします。

次に、「5 合格発表」でございますが、「第1次合格」につきましては、令和3年3月19日、金曜日に、「最終合格」につきましては、令和3年4月2日、金曜日に、それぞれ記載の方法により発表いたします。

次に、「6 受付期間」でございますが、令和3年2月3日、水曜日から、令和3年2月19日、金曜日までといたします。

最後に、「7 受験案内の配布」でございますが、受験案内につきましては、2月3日から区役所、図書館、市民館等で配布をいたします。また、選考試験の実施につきましては「市政だより2月1日号」及び川崎市教育委員会インターネットホームページにおいて掲載をいたします。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等がございますでしょうか。

石井委員。

**【石井委員】**

「任用期間」が5月1日からになっているんですが、これはなぜなんですか。

**【永井庶務課課長補佐】**

庶務課から御説明させていただきます。本日御説明させていただきますのは、次年度の組織体制について庁内で検討していく中で、改めて配置に関して追加させていただくところになりました。そうしたところから、採用のスケジュールに関しましては、不本意なところではございますけれども、4月の採用には間に合わなくなり、本日お示ししたように、5月からの採用に向け

て実施させていただくところでございます。

【石井委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

田中委員。

【田中委員】

御説明ありがとうございます。「面接カード」についてなんですが、後ろから2枚目くらいにありますけれども、この中に「学会活動、研究会活動、ボランティア活動等について主なものを記入してください。」とありますが、これは学芸員の採用に固有なものなのか、あるいは、ほかの川崎市の教育関係の職員の採用についても、やはりこういう特記事項を聞くことになっているのか、その辺を教えていただけるとありがたいと思います。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【古野庶務課職員】

こちらの記載でございますけれども、面接試験におきましては人物評価を想定しておりますので、学芸員にこだわった記載ではなくて、幅広く、これまでの活動を記載していただく形となっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.4について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.4は承認いたします。

## 報告事項 No.5 学校給食費の公会計化について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項 No.5 学校給食費の公会計化について」の説明を、健康給食推進室担当課長、

お願いいたします。

【末木健康給食推進室担当課長】

それでは、「報告事項No.5 学校給食費の公会計化について」御説明をいたします。

「1 学校給食費の公会計化の概要」をごらんください。

はじめに、「(1)本市の学校給食費徴収業務の概要」についてでございます。本市では、市立小学校、中学校及び特別支援学校の在籍者等に対して実施する学校給食について、給食の実施に要する食材料費を保護者等から学校給食費として徴収しております。本市における給食喫食者は、教職員等を含めまして約11万2,000人でございます。現在、学校給食費は私会計で管理され、徴収や未納対応等の業務を学校において実施しているところでございます。

次に、「(2)学校給食費徴収業務における課題と解決の方向性」をごらんください。現在、学校給食費徴収業務は、教職員が担っており、教職員にとって大きな事務負担となっているところでございます。令和元年7月に文部科学省において、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が公表され、そのガイドラインにおいて、学校給食費の公会計化についての方向性が示されたところでございます。そこで、本市では、教職員の事務負担の軽減を主な目的として、令和3年度から学校給食費を公会計化し、これまで、学校で行っていた学校給食費の徴収業務及び未納業務を教育委員会事務局において実施するとしたところでございます。なお、他の政令市では、資料のとおり、6市において、学校給食費の公会計化が実施されているところでございます。

次に、「(3)公会計化による学校給食費徴収業務の分担変更」をごらんください。先ほども御説明いたしましたが、公会計化後の図に記載のとおり、令和3年度以降は、学校給食費の徴収・未納対応業務については、教育委員会事務局で実施してまいります。

次に、「(4)公会計化による教職員の事務負担軽減効果」をごらんください。

表に記載のとおり、市立小学校、中学校、特別支援学校全体で、業務時間数の削減効果として、年間5万5,531時間を見込んでいるところでございます。なお、参考までに、この削減時間を、人件費に換算いたしますと、約2.8億円となるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「2」、公会計化後の「学校給食費の徴収・未納対応の流れ」について御説明いたします。

公会計化後の学校給食費の徴収・管理については、「川崎市学校給食費の管理に関する条例」及び「川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則」等に基づき実施してまいります。また、学校給食費は、私債権として、「川崎市債権管理条例」及び「川崎市債権管理規則」等にのっとり管理してまいります。

次に、「(1)学校給食費の徴収の流れ」について御説明いたします。資料では、徴収の流れを表にまとめてございますので、それに基づき御説明いたします。

はじめに、「①」でございますが、保護者等から市立学校に通う間、学校給食を受けることを申し込んでいただきます。その際に、「学校給食申込書」等の提出をしていただきます。在校生への手続については、既に、依頼済みでございますので、今後は、新1年生や転入生に対して依頼をしてまいります。その後、「②」でございますが、教育委員会事務局で納付額を決定し、「③」に参りまして、保護者等に対して「学校給食費納入額決定通知書」を送付いたします。その後、「④」でございますが、教育委員会事務局は、学校給食費を請求し、保護者等は、学校給食費を納付いたします。なお、納付は、口座振替を原則としております。その後、「⑥」でございますが、

教育委員会事務局において、納付状況を確認し、「⑦」に参りまして、未納の場合は、未納対応を行うものでございます。

続きまして、「(2) 学校給食費の未納対応の流れ」をごらんください。

はじめに、「①」でございますが、納期限までに学校給食費が納付されなかった場合には、未納対応を行います。「②」に参りまして、まず、初期対応として、学校給食費の振替不能のお知らせと納付書を送付いたします。お知らせに基づき、納付がなされない場合は、「③」に参りまして、督促状を送付します。さらに、未納の状態が続くようであれば「⑤」に参りまして、催告を行います。催告は定期的に行いますが、併せて「⑦」に参りまして、納付勧奨として、教育委員会事務局から電話や家庭訪問などを行いながら、納付を促してまいります。

なお、表の下の「⑧」になりますが、電話や家庭訪問の際には、併せて納付相談を実施いたします。その際、保護者等の生活状況から、生活保護制度や就学援助制度を利用できる可能性がある場合には、各制度の担当部署と連携しながら、支援につなぐ等の対応を行ってまいります。また、「⑨法的措置」についてでございますが、未納から1年以上が経過し、かつ資力があるにもかかわらず納付の意思がない場合等について、実施を検討してまいります。

次に、「3 学校給食費の額等」についてでございますが、こちらは令和3年度の予定でございますので、後ほど御確認をいただければと存じます。

1枚おめくりいただきまして、「4 学校給食費の運用方法」について御説明いたします。

はじめに、「(1) 学校給食費及び食材料費の取扱いについて」をごらんください。保護者等から徴収する学校給食費につきましては、食材料費として使用をいたします。保護者から当該年度に、徴収予定の学校給食費の範囲で食材料費を賄うため、学校給食費の総額と同じ額を食材料費の当初予算として計上いたします。食材料費等の高騰等により収支不足となった際にも、安定的に食材調達を行える仕組みとして、基金を設置し、活用してまいります。

次に、中ほどの「(2) 食材の調達方法」をごらんください。現在、毎日11万食以上の安全・安心な学校給食を実施するため、「公益財団法人川崎市学校給食会」が、市内の事業者を活用した食材の確保や配送などを行う体制を構築し、食材の発注・支払などの業務を行っております。公会計化後につきましても、安全・安心な食材の安定供給のため、現在実績のある食材調達方法を継続してまいりたいと考えております。

公会計化後に向けた今後の予定につきましては、下段の「5 公会計化に向けた今後の予定」を御確認ください。

公会計化後の学校給食費の徴収についての説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますか。

石井委員、どうぞ。

#### 【石井委員】

2ページに、徴収の流れが書いてあるんですけども、そもそも申し込まないという人もいらっしゃるんですか。

#### 【末木健康給食推進室担当課長】

基本的には全員の方に申込書を提出していただきますので、申込みされない方はいないというふうに考えておりますが、申込書をお出しいただけない方というのもいらっしゃるので、その方々については、出していただけるよう依頼をしてみたいと思っております。

**【石井委員】**

申込みがない子どもたちに対する給食の提供というのは、どうなるのでしょうか。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

申込書を徴収する意味といたしましては、令和3年度以降から債権債務の関係が今後川崎市と保護者になりますので、その債権債務の関係を明確にするという意味合いで申込書を出していただくこととしております。なので、申込書を出していただけないから、または給食費も払っていただけない場合もあると思いますけど、それだからといって、給食を停止するということは、現状では考えていないところです。

**【石井委員】**

わかりました。

**【小田嶋教育長】**

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

申込書について、私も夏過ぎに申込書が配られて、申込書は学校に提出で、さらに金融機関のほうにも手続をする必要があったと思うんですけど、実は私、それを2か月くらい忘れていて、何かの拍子で思い出して、これは危ないと思って行ったんですけども、申込書のほうは学校に提出なので、ある程度のフォローがされているのかなど。申込み状況の把握等もされているのかなと思うんですけど、引落しの依頼のほうが、私みたいな人がほかにもいらっしゃると思うので、その状況の把握とか、チェックというのがどのようになっているのかというのを、ちょっと心配になりました。なので、その状況を教えてください。

もう1点、3ページの基金についてなんですけれど、私の理解だと徴収が始まるのが、たしか6月とかになってしまうので、その分多分最初にお金もともとないから、基金があれば、お金を集める前に材料が買えるし、万が一足りなくなったときにも、そこから出せば安定するという理解なんですけど、それで合っているのかということと、大体どのぐらいの規模になるのかというのを教えてください。

**【小田嶋教育長】**

基金のことについては、この後の議案のことでも出てくるので、そのときでよろしいですね。

**【高橋委員】**

はい。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

口座振替や申込書等の確認についてでございますけれども、今、業者のほうで、約11万人の喫食者がおりますので、その11万人分の手続の内容の、いわゆる名簿を作成しています。2月上旬ぐらいを今目途に考えておりますけれども、一度確認をして、各学校を通じて、エラー等が出た場合は確認をしたり、出ていない方がいる場合は学校を通じて依頼をしたりということを考えていますが、今もうおおむね8割から9割程度の方々が手続をしていただいていますので、その辺はできているかなと思っております。

それから、特に小学校6年生については、私立のほうに受験をされる予定だった方というのが、結構いらっしゃると思います。私立に行かれることが決定しますと、その以前に手続をしていただくと、それが無駄になってしまいますので、そのような方々は、今、委員がおっしゃっていただいたように、夏に依頼をさせていただきましたけど、手続はしないで待っててください、というようなお話をしております。したがって、まだ100%ではございませんけれども、おおむね手続をいただいているかなというふうに考えております。

それから基金の話は今、教育長のほうからお話がありましたので、後ほど議案のところでお話をさせていただければと思います。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。  
岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございます。2ページ目のところでありました「未納対応の流れ」というところなんですけれども、督促状の送付、それから催告、それから納付勧奨ですか、こういった電話とか家庭訪問とかされるというのも、結構な手間かなと思うんですけれども、督促の対象になる方、つまり未納の方というのが、今現在どのくらいいらっしゃるのかというのを教えていただきたいのが1点です。

それから、もう一つが、その前のページで、この「軽減効果」というところで、今、5万5,531時間あたりを効果として見込んでいるということなんですけど、子どもの顔が見えて、どういう家庭かというのが分かっている先生方でも、結構いろんな徴収で大変だと思うんですけれども、もしこれが教育委員会の事務局のほうでもっともっと時間がかかるものだと、全体としてやっぱりあまりよろしくないな、というふうに思うので、ここら辺、どのように削減していくかというのを、もし何かいいアイデアがあったら教えていただきたいなというふうに思います。

以上、2点です。

**【小田嶋教育長】**

お願いします。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

まず未納対応につきましては、現在、私会計で未納の場合は各学校であったり、それから財団

法人の学校給食会のほうが未納徴収に対応しておりますが、令和元年度分の未納ということで申し上げますと、12月末現在で490万円ということになっております。

これが公会計化に移行した場合でございますけれども、今、委員にちょっとおっしゃっていただきましたように、これまでは学校の先生方が児童生徒と顔の見える関係の中で、未納の場合は保護者にアプローチをしていただいたりということがございますので、その徴収率に関しましても、約99%近い徴収率を保っているところでございますけれども、今後はある意味、我々のほうが11万人を対象として未納対応を行ってまいりますので、これまでの先行事例である政令市の状況を見ますと、やはり徴収率というのは、公会計化に移行する前と後では0.3ポイントから1ポイント以上、下がるというような事例が出ているところでございます。したがって、我々としても、この未納対応という部分については、やはり納めていただいた方との公平性の観点から、やはり力を入れていかなければいけないかなというところで、来年度につきましては、こちらの図に書いたとおり、初期対応から始まりまして、督促状の送付、それから、督促で納められない場合は、今度催告、その催告では手紙を送るわけですが、併せて、その段階で、電話による納付を促すというようなことも考えております。

それでも、さらに納められないということであれば、我々職員のほうが各家庭のほうに訪問をして、さらに促していくというような形で来年度は考えております。その納められる状況や、それらの対応を行って、どのような徴収状況かも踏まえて、またさらなる方法というのを考えていく必要があるかなというふうに考えております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

石井委員、追加がございますか。

**【石井委員】**

まさに岩切委員と同じことをお伺いしようと思っておりましたので。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

**【田中委員】**

今の岩切委員の後半の御質問にちょっと関係しますけれども、この人件費の削減の部分の件なんですが、これは今、学校の教職員の方が中心にやっつけらっしゃることを、事務局が全てやっていくことになるので、その差がこれだけの違いになるということですので、実際に人件費がこれだけ下がるというよりは、学校の教職員の方々が、これまでここに割いていた時間を、もっと、子どもたちに対する時間であったり、学校管理運営そのものに振り向けることができるので、その分、これだけの効果として数値化できるんだという考え方でよろしいですか。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

ごめんなさい、先ほどの御質問にお答えしていなかった部分もございますが、資料の1ページ

の「公会計化による事務負担軽減効果」のところの表でございますけれども、これはあくまでも学校における時間数のみを表しております、公会計化前、その下にもございますように、平成30年度において、学校を抽出した形で、実際に給食に関する業務にどれくらい時間がかかっているかというのを調査したものでございます。調査した結果、その時間数を平均化して積み上げた時間が8万1,000時間ということでございまして、その後、この給食の徴収業務を学校でやっていたものを事務局に引き上げますので、その分、学校の時間数がそこから減るわけでございます。その時間数を、ある意味、8万1,000時間から引いて、さらにシステムなどを導入したりすることによっての効果なども差し引きますと、学校においては2万5,000時間になるという形で見込んでおります。その削減効果が5万5,000時間ということで、これは170校分のものでございますので、これを1校あたりに割り返してみますと、「※2」のところに書いてございますが、「1校あたり年間約327時間」ということでございまして、この時間は今、田中委員におっしゃっていただいたように、もともと給食費の公会計化の趣旨は、教職員が本来業務に専念できる時間で、実態調査を行ったときに、この学校徴収金の徴収業務については、本来我々、教職員がやるべき業務ではないのではないかというふうに思われているという結果が出ていたと。ですので、それをそういう思いを持ちながら業務をやっていますので、実際の事務量以上に負担感を感じながら業務に当たっていた。特に未納の保護者の方に「納めてください」というような話をするということについては、いくら日頃から顔の見える関係であったとしても、やはり負担感を感じていたと。そういうものを我々の事務局のほうでやることによって、教職員のほうはその負担感がまず軽減されるだろうということで、必ずしもこの時間数がそのまま教職員の勤務時間数に代わってくるかどうかは、あれですけれども、それに費やしていた業務は、今、委員がおっしゃっていただいたように、本来の児童生徒指導であったり、授業準備であったり、そういうものに代わることによって、川崎の教育が充実していくことを目指しているものでございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

**【田中委員】**

ちょっと追加でごめんなさい。そうしますと、私、公会計化すると教職員の方は一切タッチしなくていいんだというふうに思っていたんですが、そうじゃなくて、やはり2万5,855時間が残るということですか。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

給食費の徴収については、我々事務局のほうで行いますけれども、そもそも基本的には学校で給食を実施する日の管理ですとか、食数の管理ですとか、その辺は学校のほうでやっていただかないと、我々のほうでは分からない部分がございますので、その辺は今システムを構築しておりますけれども、そのシステムを活用して、学校給食費の実施などの管理をしていただくということで、全ての業務がなくなるというわけではない、ということでございます。

**【田中委員】**

給食指導の時間は入っていませんよね。今おっしゃったのは、子どもたちの数を把握するとか、  
どういう給食を食べるとか、要するに給食費を算出するのに必要な時間は残るという意味ですか。

【末木健康給食推進室担当課長】

そうです。

【田中委員】

はい。わかりました。

【小田嶋教育長】

ほかに。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

日本の学校給食は世界一でありますので、この公会計化によって、さらに川崎の給食がよくなっていくことをぜひ期待しますので、その意味で、制度が変わるときというのは、従来以上の負担がかかると思うんです。そこを越えて、川崎の給食がさらによくなることをぜひ期待して、その意味でも、今、大変なところにやってくるかな、というふうに思うんですが、協力して進めていっていただいて、栄養士さん、あるいは栄養教諭の方、それから調理員さんたち、それから現場の先生方が、さらにいいものができるようにというふうをお願いしたいと思います。

学校現場でフレーバーというか、匂いというものが教育の中に入って、毎日それがあるのは給食であって、理科の実験の中で匂いがするとか、芸術系の科目の中で匂いのする授業と、そうでない授業というのがあるんですが、匂いを通して子どもたちが育っていくというところで、とても大切な役割を給食は担っていると思います。特に現行のような様々な問題が起きている緊急事態宣言下であったときの給食は、子どもたちを育てるのにとっても大切なものだというふうに思いますので、ぜひこの公会計化で、一時的にいろんな負担感が出るかもしれないんですけども、先生方、それから栄養教員の方々、栄養士さん、それから調理師さんたちが、とてもいい制度で運用がされて、子どもたちにより力が向けられるようになったというふうになるように、ぜひぜひ進めていっていただきたいと思って、その意味で、今後予想されるのが、アレルギー対応は減らないと思うんです。増えることはあっても。それから、「ハラール」対応の給食も、もしかしたら入れざるを得なくなってくるということも予想される。そういうことを考えたときに、この公会計化がすばらしい成果を発揮するんじゃないかなと思います。

そこで、一つ教えてください。いろんなトラブルが起きたときの対応をできるだけ速やかにすると同時に、これまで現場で培ってきたトラブルシューティングというか、対応の方法が、何かノウハウがあるんじゃないかというふうに思うんですが、何かそれを集約するようなものとかというのはお考えになっているのかどうか。何かトラブルが出たときの対応というのはどんなふうにしようと思っていらっしゃるのかという、ちょっと漠然とした聞き方で答えづらいかというふうに思うんですけれども、何かあれば教えてください。

【小田嶋教育長】

徴収に関するトラブルということですか。

【岡田教育長職務代理者】

そうです。そういう意味です。

【末木健康給食推進室担当課長】

徴収に関する点で申し上げますと、徴収業務というのは、全て我々教育委員会事務局のほうに引き取りますので、現状、学校のほうで、徴収に関して何かしらのことを行っていただくことは、令和3年度以降はないです。ただ、令和2年度までより前の未納があった場合とか、そういう場合については、まだ引き続き行っていただくんですが、令和3年度以降というのは、我々のほうで行いますので、学校のほうは、もうそういう意味では業務には関わらないので、むしろ、例えば口座引落としができなかった場合、どうするのかとか、そういうのは我々のほうで、こういう場合はどうするということをいろいろシミュレーションして、速やかに対応が行えるようにしていくということかなというふうに思っております。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

先ほどのお話にあったように、公平性というところからすると、徴収のアンバランスがあったとき、様々な問題が起きますので、私も現場にいたときに徴収のお手伝いをしたことがあって、かなり苦労します。行っても居留守を使われたりだとか、様々な経験をされているんだというふうに思うんですが、ぜひぜひ進めていただければと思います。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 No.5 について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

## 8 議事事項

議案第40号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

なお、議案第40号及び議案第41号は、令和3年第1回市議会定例会に提案予定の議案に関するものでございます。

それでは、「議案第40号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、「議案第40号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、改正の概要につきまして、健康給食推進室担当課長から御説明申し上げます。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

それでは、学校給食運営基金の設置の目的及び概要について御説明をいたしますので、「議案第40号 資料」をごらんください。

はじめに、「1 基金の設置目的」についてでございますが、学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てるため、設置をするものでございます。

続きまして、「2 基金の概要」でございます。川崎市の学校給食に係る経費につきましては、学校給食法等に基づき、食材料費を学校給食費として保護者等の負担としております。食材料の調達に当たっては、天候不順の影響による一時的な食材料費の高騰等により、学校給食費に不足が生じる可能性があります。このような状況においても必要な食材料を確実に調達し、学校給食の安定的な運営に資するため、本基金を活用するものでございます。

本基金は、令和3年度から、学校給食費の公会計化の実施に併せて設置し、初年度は、これまで「公益財団法人川崎市学校給食会」が管理してきた過年度の学校給食費を積み立てます。その後は、食材料の契約事務手続によって入札差金等が生じた場合は、基金に積み立てを行い、食材料費の高騰等により学校給食費に不足が生じた場合には、本基金を取り崩し、食材料費に充当するものでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページをごらんください。「3 処分基準」でございますが、本基金を取り崩す際の基準をお示ししております。1つ目は、先ほどの基金の概要でも御説明したとおり、一時的な価格高騰により、食材料費が学校給食費で賄えなくなった場合に、本基金を取り崩します。2つ目は、災害や感染症等により、学校給食の全部、または一部を停止した際に使用する予定であった食材料費に充てる場合に、3つ目は、学校給食費納入の遅延等による食材料費の一時的な不足を賄う場合、本基金を取り崩します。このほか、4つ目として、上記の(1)から(3)によるもののほか、これらに類する事由により、食材料費に不足が生じた場合に本基金を取り崩すものでございます。

続きまして、「4 基金積立見込額」でございますが、令和3年度は、「公益財団法人川崎市学校給食会」が管理してきた過年度の学校給食費を基に積み立てるものでございまして、積立見込額は約2億400万円でございます。

最後に、「5 施行日」ですが、令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、議案書の2ページをごらんください。

「制定理由」でございますが、学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てるための基

金を設置するため、この条例を制定するものでございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。先ほど説明いたしました、「学校給食運営基金」を第3条第1項第1号の表に加えるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。附則でございますが、この条例の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

**【小田嶋教育長】**

ただいまの説明で、先ほどの高橋委員の御質問はよろしいですかね。大丈夫ですか。

別の質問ということで、高橋委員。

**【高橋委員】**

一番最初の基金は、これまでの学校給食費の余った分のプールされたお金という理解であっていますでしょうか。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

これまで「公益財団法人川崎市学校給食会」が、ある意味同様な目的ではございますけれども、余ったといいますか、食材料費を調達するに当たって、当初の予定より食材料費が少なく済んだ、いわゆる入札効果といいますか、入札差金などが生じた場合でございますけれども、そのようなお金であったりとか、それから、当該年度に納められなかった給食費を、その年度以降に回収してきたというものを積み立てているということでございますので、今後も同じような仕組みということで、このような基金を設置ということになるということです。

**【高橋委員】**

すごく細かい話なんですけれども、年度末に給食費が余ったから、今日はデザートが増えましたみたいなお話を聞いたことがあったので、基本的に学校給食費というのは、全部払った分が全部使い切られているんだな、という認識でいたので、基金の元のお金がどういう仕組みになっているのかがちょっと一瞬分からなかったのでお聞きしました。

**【小田嶋教育長】**

今年度末のそういった対応については、補足説明しますか。

よろしく願います。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

今の金額ですけれども、ここ何年も遡っていくということもありまして、やはり年度内に全部使うというのが一番いいかと思うんですが、やはりその年度途中で、天候不順だったりとかということで、食材が高騰してしまったりとかという状況もありまして、今まで年度内で収支したときに赤字になった年もあれば、黒字になった年もあるということで、なかなかプラスマイナスゼロにするというのは、献立作成している中でもかなり難しい部分があります。それで、今までも

そういうとき、献立を調整した、ということもあります。

デザートにつきましては、統一献立ではないかと思えます。3月のときに、収支が見込めて、ちょっといろいろつけたりというときはあるかと思うんですが、必ずデザートということではなくて、献立全体で考えられる期間があればやっていきますし、自校献立等が今小学校の場合はありますので、自校の場合には、やはりプラスマイナスゼロを目指して、余剰するということはありませんので、そういうときに3月期につけたりということはあったとは思いません。

【小田嶋教育長】

よろしいですか今の説明で。

【高橋委員】

私が補足すると、月に1回、学校で作っている給食の場合は、自校献立といって、担当の栄養職員の先生が、その学校、学校で独自の給食のメニューをつくってくれる日が1日あるので、そもそも年間の予算なりが余ったときの調整なのかなということで今、御説明を聞きました。子どもたちも、すごくその取組を楽しみにしておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

説明は分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第40号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第40号は原案のとおり可決いたします

#### 議案第41号 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第41号 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【新田教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「議案第41号 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」御説明申し上げます。本件につきましては、令和3年第1回市議会定例会に議案として提案するものでございます。

「議案第41号 資料」左側の「1」をごらんください。「事業概要」でございますが、本事業は、PFI事業手法を用いて、市立小学校及び聾学校の計90校の全普通教室の空気調和設備の

整備と、平成21年8月から平成34年3月までの12年7か月間の維持管理等を一体とした事業でございます。

次に、「契約変更理由」でございますが、本事業の対象校である高津小学校は、児童数が増加していることから、現在、既存校舎に接続する形で校舎を増築しておりまして、増築後に既存校舎を含めた1棟としての面積が8,000㎡を超えるため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、通称「ビル管法」で規定する特定建築物となります。特定建築物におきましては、空気調和設備に関する規定が、現在適用している「学校環境衛生基準」とは異なり、高津小学校の空気調和設備ではビル管法に適合しないことから、設備を撤去・更新いたしますが、その結果、本事業の対象外になるため、契約変更を行うものでございます。

「契約額」でございますが、下段の表に記載のとおり、本事業は、「施設整備費相当額」と「維持管理費相当額」で契約額が構成されておりまして、今回は、「維持管理費相当額」に関しまして、高津小学校1校分、93万1,697円の減額を行い、現行の契約金額50億3,488万7,180円を50億3,395万5,483円に変更するものでございます。

次に、「ビル管法の概要」について御説明いたしますので、資料の右ページをごらんください。

「法律の概要」についてでございますが、ビル管法では興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、相当程度の規模を有するものを「特定建築物」として定義し、その特定建築物の所有者等に対して、「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理することが義務づけられております。

「『特定建築物』の定義」でございますが、学校につきましては面積が8,000㎡以上のものとされており、また、「建築物環境衛生管理基準」におきましては、空気環境の調整が定められておりまして、高津小学校につきましては、最下段の表のとおり、基準値に適合するよう空気調和設備の撤去更新を行うものです。なお、高津小学校の増築の概要につきましては、添付の参考資料を後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等あれば、よろしく申し上げます。

岩切委員、どうぞ。

#### 【岩切委員】

御説明ありがとうございます。

1ページ目、左のところなんですけれども、「平成34年」という記載があるんですけれども、ここって「令和」で書かない理由って何かあるんでしょうか。教えてください。

#### 【小田嶋教育長】

申し上げます。

#### 【新田教育環境整備推進室担当課長】

こちらにつきましては、契約書の文言のとおり記載させていただいているものでございますので、実質のところは「令和4年」というところでございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

高橋委員。

**【高橋委員】**

契約の変更に直接関係のない質問です。高津小学校の空調設備が結果変わるというか、新しく入れ直してもらえるということでしょうか。

**【小田部教育環境整備推進室担当課長】**

普通教室のほうと、それと職員室と事務室のほうを入れ替えて、今、高津小学校もこちらの資料のとおり、増築棟を工事中です。これによってビル管法の対象となりますので、増築棟のほうもビル管法に適した空調設備を入れる予定でございます。

**【高橋委員】**

あと2つ、質問があって、たしか冷房設備の普通教室のものを新しくするという計画が別途あるんですけど、そこには、高津小学校はそこからは結果除かれるという形になるのか、というのと、あと、一番最後の「事業スケジュール」で、令和3年度の4月から7月が「既存校舎空調改修」の時期になっているんですけど、結構もう5月、6月ぐらいから暑くなってしまうので、エアコンが使えなくなってしまうと、ちょっと大変になるので、子どもたちの学校生活に影響がないように空調の更新をお願いしたいな、ということ、この2点をお願いします。

**【小田嶋教育長】**

更新の事業の対象から外れるのかどうかということが、最初の質問ですね。

**【小田部教育環境整備推進室担当課長】**

1つ目の更新の事業なんですけど、今回入れ替えることになるので、更新時期によっては、まだ入れたばかりの場合も恐らく対象外になると思われまして。

2点目が入替えの時期なんですけれども、今の時点でも冷房はついてます、高津小学校は。ただ、ビル管法の基準には適合してはいないので、クーラーは必ず使えるような状態で、順次、夏休みとか、あとは新しくできた増築棟のほうで、教室を移動しながら入れ替えていく工事を予定でございます。

**【小田嶋教育長】**

子どもたちへの影響はないということですね。

**【小田部教育環境整備推進室担当課長】**

子どもたちへの影響はないように工事を進めてまいります。

【高橋委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第41号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第41号は原案のとおり可決といたします。

## 議案第42号 今後の市民館・図書館のあり方（案）について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第42号 今後の市民館・図書館のあり方（案）について」の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長の箱島でございます。よろしく申し上げます。

それでは、「議案第42号 今後の市民館・図書館のあり方（案）について」御説明をいたします。今回お諮りする案ですが、11月10日の教育委員会会議において報告をいたしました『今後の市民館・図書館のあり方』に関する中間とりまとめ」を基に、教育委員の皆様からの御意見に加え、市議会文教委員会や社会教育委員会議・各市民館専門部会、図書館専門部会などにも御説明をしながら、この（案）を取りまとめまいりました。

内容を御説明いたしますので、「議案第42号 資料1」『今後の市民館・図書館のあり方（案）』概要」をごらんください。

はじめに、「第1章 策定にあたって」として、「1 策定の背景」ですが、急速な少子高齢化の進行、人口減少、働き方や家族形態などの生活環境の変化、情報化の進展や価値観の多様化による人・地域のつながりの変化などが生じていることに加え、近年の甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生など、新しい生活様式などへの柔軟な対応が求められていること、また、多様な考え方を認め合い、支え合いながら持続可能な地域づくりを進めていくことが求められていることを背景としてお示ししております。

次に、「2 策定の目的」といたしましては、市民館・図書館が、こうした社会状況等の変化に的確に対応し、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや地域づくりに向け、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されており、両施設が地域の中で、それぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、おおむね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の

方向性をお示しするものとしております。

次に、「3 市民館・図書館の概況」には、市民館・図書館の設置状況や主なサービス展開を記載しております。

右側に参りまして、「4 生涯学習社会の実現と社会教育の推進」には、「(2) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」や「(3) 今後の社会教育の振興方策」といたしまして、国の「第3期教育振興基本計画」や中央教育審議会からの答申等について記載をしております。

また、「5」には、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」などの「本市の主な関連施策」を記載するとともに、「6」には、それら関連分野等の施策との関係をお示しした「今後の市民館・図書館のあり方の位置づけ」を記載しております。

2 ページをお開き願います。「第2章 今後の市民館・図書館のあり方の方向性」の「1 10年後の未来に向けて」でございますが、「人生100年時代の生涯学習社会の実現」という理念を掲げ、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めてまいります。

下段の「2 今後の市民館・図書館に求められる役割」といたしましては、「学びと活動を通じたつながりづくり」とし、市民が、学びと活動を循環させることで、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていきたいと考えております。

右側に参りまして、「3 今後のめざす方向性」でございますが、「行きたくなる市民館・図書館」「まちに飛び出す市民館・図書館」、「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館」の3つの方向性をめざして運営を進めてまいります。

3 ページをお開き願います。「第3章 今後の市民館の運営のあり方」でございますが、「学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える【生涯学習の拠点】をめざして」を「市民館運営の基本的な考え方」として掲げ、今後の市民館事業・サービスの展開として「(1) 市民が集う利用しやすい環境づくり」「(2) 多様な市民ニーズに対応した学びの支援」「(3) 多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり」を3つの方向性とし、その取組の方向性として、「施設利用の促進のための取組」や「身近な場所での学びの場づくり」「地域人材の活用に向けた取組」などを推進してまいります。また、右側には、上段に「管理・運営の方向性」を、下段には「事業推進に向けた人材育成の方向性」をお示ししております。

4 ページをお開き願います。「第4章 今後の図書館の運営のあり方」でございますが、「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる【知と情報の拠点】をめざして」を「図書館運営の基本的な考え方」として掲げ、今後の図書館事業・サービスの展開として「(1) 一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり」「(2) 多様な利用ニーズに対応した読書支援」「(3) 地域や市民に役立つ図書館づくり」を3つの方向性とし、その取組の方向性として、「図書館の利用促進のための取組」「多様な主体との連携や地域資源を活かした読書普及活動」「図書館ボランティアの育成・支援の取組」などを推進してまいります。また、右側には、上段に「管理運営の方向性」を、下段には「事業推進に向けた人材育成の方向性」をお示ししております。

5 ページをお開き願います。「第5章 今後の市民館・図書館の施設整備の方向性」でございますが、「1 施設の現状と課題」として、市民の生涯学習活動を支えるとともに、多様なニーズに対応するため、市民館・図書館の一層の利用環境の向上を図る必要があること、次の「2 環境

整備の主な取組」では、既に取り組を進めております「教育文化会館」「新しい宮前市民館・図書館」の整備について記載しております。また、「3 施設整備の基本方針」といたしましては、「今後の市民館・図書館のあり方」における事業・サービスの展開の方向性や「資産マネジメント第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた取組等の関連施策の動向等を踏まえ、現在の施設を基本に、施設整備を進めていくことをお示ししております。

右側に参りまして、「第6章 今後の市民館・図書館のあり方に基づく取組の推進に向けて」といたしまして、今後、検討が必要な取組につきましては、令和3年度に予定されている「総合計画第3期実施計画」や「行財政改革第3期プログラム」の策定作業とも整合性を図りながら、「かわさき教育プラン第3期実施計画」への位置づけを検討するため、庁内における関係部局区における十分な連携・調整を進めるとともに、事業を推進するにあたっては、策定作業同様に、様々な主体との対話を基本とした事業推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、中間取りまとめからの主な変更の内容を御説明いたしますので、「議案第42号」「今後の市民館・図書館のあり方（案）」をごらんください。

はじめに、表紙をおめくりいただき、1ページをお開き願います。

「第1章」の「2 策定の目的」におきまして、このあり方の策定の目的として、「概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すもの」であることを明記いたしております。また、2ページに参りまして、「3 市民館・図書館の概況」には、これまで市民館・図書館が行ってきた「主な事業内容」や、「管理運営」の状況を分かりやすく追記・整理しました。さらに、5ページには、今後の公民館・図書館に求められる役割に合わせまして、現在のそれぞれの関係法令を記載するとともに、7ページの「位置づけの相関図」の「主な関連分野の施策」には、具体的な個別計画名を明記しました。

8ページをお開きいただきまして、「第2章」の「1 10年後の未来に向けて」におきまして、社会教育を推進していくためには、自らが学びや行動を起こしていくことが必要であることなどの御意見などをいただいたことから、「(1) 人づくり」には「自発的・主体的な学び」を、「(3) 地域づくり」には「より積極的に地域の活動に参画する熱意や、更なる学びを求めること」を記載・修正するとともに、10ページに参りまして、「今後の市民館・図書館に求められる役割」の内容を分かりやすく伝えるため、図や写真を挿入するなどの工夫をしたところでございます。

16ページをお開きいただきまして、「第3章 今後の市民館の運営のあり方」の「4 取組の方向性」についてですが、この後の16ページから21ページにおきまして、主な取組を位置づけいたしました。その取組を推進・充実・検討していくため、取組の内容を分かりやすく記載しました。

30ページをお開きいただきまして、「第4章 今後の図書館の運営のあり方」の「4 取組の方向性」についてですが、市民館同様に、30ページから35ページにおきまして、主な取組を位置づけ、その取組を推進・充実・検討していくため、取組の内容を分かりやすく記載をさせていただきました。

40ページをお開きいただきまして、「第5章 今後の市民館・図書館の施設整備の方向性」の「2 環境整備の主な取組」についてですが、「(1) 川崎市立労働会館及び教育文化会館再編整備の推進」におきまして、この後、お諮りをいたします「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化再編整備基本計画（案）」の内容等を反映するとともに、42ページの「ウ 図書館ネットワーク

機能の強化に向けた検討」の内容を分かりやすく伝えるため、イメージ図を挿入するなどの工夫をしたところがございます。

43ページをお開きいただきまして、「第6章 今後の市民館・図書館のあり方に基づく取組の推進に向けて」につきましては、今後、取組の充実や検討が必要な取組につきましては、令和3年度に予定されている「総合計画第3期実施計画」や「行財政改革第3期プログラム」の策定作業との整合性を図ること、取組の推進にあたっては、策定作業同様に、様々な主体との対話を基本とした事業推進に努めることを記載したところがございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、本日、本案を御審議いただいた後、1月28日の市議会文教委員会に報告をし、1月29日、金曜日から、3月1日、月曜日まで、パブリックコメント手続を実施した上で、令和3年3月の教育委員会にその結果を御報告させていただき、年度末までに、「今後の市民館・図書館のあり方」を策定してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

田中委員。

#### 【田中委員】

膨大な資料をととてもポイントを絞って説明していただき、ありがとうございました。

全体として、国の動向を非常にきちんと取り込みながら、市内の関連施策との連携も目配りしながら、狭い意味での社会教育にとどまらない、地域づくりまでを含めた総合的な学びの拠点としての市民館・図書館というのを構想されているので、とてもこれに基づいて、さらにこの施設が発展しそうなイメージが持てますので、いい案ではないかというふうに思いました。さらに、パブコメの期間も1か月設けていただいているということは、市民の方もかなり、みんなで議論しながらパブコメを考えていけるというような、時間的ゆとりもあるので、いいのではないかと思いました。

その上で、ちょっと5つほど意見と質問を混ぜた形でよろしいでしょうか。簡単に行きます。

まず1つ目は、「市民館・図書館のあり方」なんですけれども、どちらかというところ、それぞれについて述べていて、何か所か連携していくということが書かれていますが、具体的な連携のイメージがなかなか伝わってこないもので、できましたら、「こういう形で連携していくんだ」というのが見えてくると、本当に今、実際には市民館と図書館が同じ建物に入っているケースが多いと思いますが、その同じところに入っている意味が、もっと伝わるような形で表現されている箇所があればいいなと思いました。それが1点です。

もう1点は、本紙のほうの6ページの下のところですけど、SDGsとの関係なんですけど、よく一般的には、確かに17目標のうち、教育分野は4番目というふうに言われていて、そのとおりにここにも書かれているんですけど、ただ、SDGsの17の目標を達成するためには、基本的には市民と子どもたちの学びというのが、やはりそれを支えていくということになると思うので、いわゆるESDの考え方に基づけば、この社会教育としては17のゴールを達成するため

に、川崎市民の学びを市民館、図書館を拠点にして推進するんだ、というぐらいの、SDGsの実現のために市民館・図書館が役立つんですという、ちょっと広い見地に立った社会教育の役割を述べているともっといいなと思いました。それが2つ目です。

3つ目は、10ページのところで、非常に工夫してビジュアルにつくっていただいている、イメージが湧きやすいんですけど、ちょっと分かりにくいのが、「知る」と「学ぶ」の違いです。「知る」というのは「学ぶ」の一環であったりという気もするし、「知る」と「学ぶ」を分けることの意味がちょっとこの文章からはあまり伝わってこないの、少し説明を加えていただけるとありがたいと思いました。そこまでが3点目ですね。

4、5は主に市民館に関してなんですけれども、21ページで、「多様な主体との協働・連携」があるんですが、見てみると、関係部署との云々というのは行政内の連携だと思うし、その上の研究会・サークルは市民のグループみたいなものだと思うんですね。その上はボランティアですから、ちょっと抜けていると思うのは、NPOとか市民活動団体とか、企業とか大学とか、今よく言う「マルチステークホルダー」というんですか、その間での総合的な連携という、そのイメージがここに出ていないので、できたら、多様な主体の中にはそういうNPO、市民活動団体、企業、大学など、多様なものも入れた上で、総合的に連携して、市民館がそういうネットワークの学びの拠点になっている云々というのが出てると、非常に市民館の大きな機能の可能性が見えてくるので、いいのではないかと思います。

最後、5点目は、24ページですけれども、「(3)」で2行目から3行目、「国立教育政策研究所が実施する社会教育主事講習など」というので、これは、毎年大体何名ぐらい派遣されているのが質問の1つです。もう1つは、今後もやはりこの社会教育主事の取得というのを職員に対して進めていく予定になっているかどうか、その辺りをお聞きできればありがたいと思います。以上です。

**【小田嶋教育長】**

じゃあ、最後の質問の部分から、まずお願いします。

**【箱島生涯学習推進課長】**

毎年、派遣をしている職員は、2名から4名というふうになっております。今後、引き続き募集については、職員に率先して受けていただきたいと思っております。やはり人材育成の部分につきましては、改めて我々も、田中先生もこの教育委員会の中で、社会教育主事が大切だということをお示ししていただいている、改めてその部分については、もう一度、研修事業の再構築も含めて考えていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御指摘いただいた4つの御意見もございましたけど、それに対するコメント等があれば、お願いしたいと思います。

**【箱島生涯学習推進課長】**

まず、1番目にいただいた、市民館と図書館の連携の部分につきましては、このままだと、今

の市民館・図書館の取組の中にちりばめてしまいましたので、なかなか分かりづらいと、これは実はほかの市議会議員の方からも、そういった部分ももう少し見える化ということで言われております。両方の「基本方針Ⅰ」の「ウ」のところに、図書館、市民館それぞれ「広報の充実」というのがあって、取組も含めて、もう少し積極的に広報というか、分かりやすく、というような御意見もいただいています。こうしたところで工夫をしていければと思っております。

SDGsの部分については、ごもっともかなと思います。

また、「知る」、「学ぶ」の説明のところにつきましては、いただいた御意見で工夫を考えてみたいというふうに思います。

4番目、NPO、企業のところの部分につきましては、実は18ページのところの「イ まちの資源を活かした取組」のところに、パートナーとして企業等と連携して、参加、体験型の取組を進めるとか、ちょっと具体例のところに入れてあります。こうしたところも少し御意見をいただいて、分かりやすく進めていければと思っております。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。

高橋委員。

#### 【高橋委員】

100年時代を見据えたということで、あらゆる世代に対してサービスしていくというお話があったと思うんですけど、資料で言うと、16ページのところに「あらゆる世代に向けた魅力ある取組の推進」とあったと思うんですけど、近所に住んでいる人って、割と図書館が身近で、どういうふうに関わっていったらいいのかというのが分かると思うんですけど、やっぱり区に1つなので、なかなか場所的に身近に感じられない人とかもいると思うんですね。

そういうときに、ライフステージによって、こんな関わりがありますよみたいなことがちょっと絵だったりとか、何か説明があると、「こういうときはこういうふうに使えばあるんだな」というのが、気づいていない人もやっぱりすごく多いと思うので、その辺りがうまく説明していただけると、ちょっと分かりやすくなるかなと思いました。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

#### 【田中委員】

すみません、最後に申し上げました点でちょっと気になったところがあったんですけども、企業との連携は確かに18ページに書かれていますけれども、やはり「基本方針Ⅲ」のところが、「多様な主体の参加と協働・連携」なので、やっぱりここにバシッと書かれていたほうが、総合的に連携して、前の文、18ページはどっちかという取り込んで利用していくという感じなので、それよりは対等な関係で、「マルチステークホルダー」で、みんなであつとやりますという感

じを出すには、「基本方針Ⅲ」の部分に入れていただいたほうが良いような気がしますので、御検討いただけるとありがたいと思います。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ではよろしいでしょうか。

それでは、議案第42号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第42号は原案のとおり可決いたします。

**議案第43号 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画(案)について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「議案第43号 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画(案)について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

それでは、「議案第43号 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画(案)について」御説明をさせていただきます。

本日は、11月に報告をさせていただいた中間報告の内容を踏まえまして、取りまとめました「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画(案)」について、御報告させていただきます。

まず、本計画の構成を御説明させていただきますので、「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画(案)」をごらんください。本計画の構成でございますが、1枚おめくりいただき、「目次」をごらんください。「第1章 再編整備に向けたこれまでの取組」から、「第4章 各種調査の概要」「第5章 施設整備の考え方」「第6章 事業・サービスの考え方」次ページの「第7章 今後の検討の進め方と整備スケジュール」としたところでございます。最後に、本ページ下段の「『川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画(案)』について」でございますが、最後の段落のとおり、本計画は、第1章から第4章における、再編整備に向けたこれまでの取組、主な関連施策、建物の各種調査や基本構想策定後の社会状況の変化等を踏まえ、施設整備や事業・サービスの考え方、今後の検討の進め方等について、第5章から第7章に取りまとめたものでございます。

内容につきましては、「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画(案)

**【概要版】**により御説明いたしますので、「議案第43号 資料」をごらんください。

「第1章 再編整備に向けたこれまでの取組」でございますが、「1 川崎市教育文化会館及び

川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想の概要」、同ページ右側上段に「2 基本構想策定後の主な状況の変化」をお示ししているところがございます。

同ページ右側中段の「第2章 主な関連施策及び周辺施設」でございますが、「1 主な関連施策」と「2 周辺施設」との整合性等を図りながら、再編整備の取組を進めてまいります。

右側下段の「第3章 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の概況」でございますが、「1」と「2」のとおり、両施設の概況と、「3 川崎区の現状と特色ある取組」をお示しているところがございます。

2ページをごらんください。「第4章 各種調査の概要」でございますが、「1 建物の現況調査」につきましては、目視により調査を行い、劣化状況を把握し、外壁は部分的に劣化しているものの、全体としてはおおむね良好な状態でございます。庇等のコンクリートは一部ひび割れ等があり、屋上は防水層の膨れ等の劣化が進んでいることから改修が必要な状態でございます。

「2 構造躯体や設備等の各種調査」につきましては、「(1) コンクリート中性化及び圧縮強度調査」では、2段落目2行目のとおり、耐用年数を令和元年から77年と評価されているところがございます。「(2) 鉄筋腐食度調査」では、著しく腐食していない等の状態であり、「(3) 鉄骨部材の劣化調査」では、ホール客席天井裏の部材等は良好な状態であるものの、2段落目のとおり、屋上排風機置場フェンスの部材は各所に錆が発生しているなど、改修が必要な状態でございます。「(4) 電気・機械設備の現況調査」や「(5) 舞台設備の現況調査」では、電気・機械設備の多くが耐用年数を過ぎていたり、舞台設備は経年劣化等の調査結果となり、更新が必要な状態でございます。「(6) 熱環境の調査」では、ホールでは位置によって温度差が生じているため、環境改善が必要な状態でございます。「(7) 建物の関係法令等の現況調査」では、現行の建築基準法等の法令基準に合わない一部既存不適格等となっており、2段落目のとおり、特定天井対策等を実施し、これらの関係法令に準拠する必要があります。また、「(8) 耐震性能の調査」では、2行目のとおり、耐震診断の第2次診断を実施いたしましたところ、最終行のとおり、耐震補強が必要な状況でございます。

同ページ右側上段の「3 令和元年度以降の市民意見聴取等の取組」につきましては、「(1) 社会教育委員会議等への説明」「(2) 利用者アンケート及びヒアリング」「(3) 中高生との意見交換会」や「(4) 川崎市PPPプラットフォームを活用した対話」を実施したところがございます。

右側中段の「4 基本構想策定後の社会状況の変化等を踏まえた課題の整理」につきましては、「第5章 施設整備の考え方」以降で対応する必要がある課題を整理したところがございますので、後ほど御参照いただければと思います。

3ページをごらんください。「第5章 施設整備の考え方」でございますが、「1 施設整備方針」につきましては、はじめに「(1) 施設整備の方向性」といたしまして、誰もが安全・安心で気軽に出入りができ、いろいろな居場所があって、使う人によって使い方が変わるなどのイメージから、下の四角囲みの“木のうろ”のような施設をイメージし、その実現に向けまして、4つの方向性をお示しているところがございます。「安全・安心に長く使い続ける」「空間や機能を融合し、交流につなげる」「様々な利用者を受け入れる」「環境や公園のみどりと共生する」の4点でございます。「(2) 整備手法と改修概算工事費」につきましては、本市の資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業といたしまして、大規模改修や予防保全等による施設・設備の改修を計画的に実施することにより、今後60年程度の施設利用を目指すこととしたところがございます。また、グラフ「改修概算工事費と改築概算工事費の

比較」にお示ししているとおおり、現段階の改修概算工事費は約48億円と想定しているところがございます。3つ目の施設整備方針といたしまして、「(3) 脱炭素社会の実現と地域防災力の向上への貢献」につきましては、「ア 再編整備後の一次エネルギー消費量の削減目標」のとおり、再編整備後の施設の一次エネルギー消費量を令和元年度の両施設を合算したものから30%以上削減することを目標とするとともに、「イ 防災・BCP機能との連携」のとおり、平常時での利用環境の向上に加え、災害時にも役立つ「リバーシブルな施設」となるように計画してまいります。

同ページ右側上段の「2 整備メニュー」につきましては、安全・安心面、機能面、環境面における4つの対策が効率的に効果を発揮するメニューを中心に長寿命化対策を実施してまいります。

「(1) 防災・BCP対策」につきましては、4つの防災機能を有する施設となることを想定いたしまして、防災・BCP対策を計画することとしたところがございます。また、表の下にございますとおおり、防災・BCP対策を計画する際、「①耐震補強や特定天井対策等による建物の安全性の確保」をはじめとする4つの事項に特に配慮してまいりたいと考えているところがございます。次に、表「防災・BCP対策の主な検討事項一覧」をごらんください。一番左に「社会的状況」、一番右に「主な検討事項」を整理しており、1段目「【発災前】」は耐震補強や特定天井対策等の実施を、2段目「【救命避難期】」は受変電設備の2階への移設等の実施を、3段目「【生命確保期】」は帰宅困難者対策として備蓄物資の保管スペースの確保、マンホールトイレの設置、公衆無線LAN環境の整備等の実施を、4段落目「【生活確保期】」は既設の中圧ガス管の活用等を検討してまいります。

4ページをごらんください。「(2) 老朽化対策」につきましては、先ほど御紹介いたしました施設の老朽化の現状調査等の状況も踏まえまして、「ア 屋上防水の改修」や「イ 外壁の改修」「ウ 構造躯体の中性化対策」「エ 給排水設備の更新」「オ 電気・機械設備の更新」「カ 舞台機構・照明・音響の更新」を実施してまいります。

次に、「(3) 質的向上対策」でございますが、「ア スペースの再構築と有効活用」につきましては、現諸室の利用状況等を踏まえた規模等の適正化や共用化とともに、多機能化や高機能化、可変性の確保に加え、フリースペース等のニーズの高い新たなスペースを創出してまいります。その他の質的向上対策につきましては、同ページ右側上段のとおり、「イ 諸室の活動の見える化」「ウ ユニバーサルデザイン化」「エ 木質化と緑化」「オ 市民活動を支えるスペースの確保」「カ トイレの快適化」「キ メンテナンス性の向上」を図ってまいります。

右側中段の「(4) 環境対策」につきましては、「ア 自然換気の活用」「イ 断熱・遮熱対策」「ウ 再生可能エネルギーの活用」「エ 雨水の利用」「オ エネルギー消費量の適正な管理」に向けた検討や取組等を進めてまいります。

5ページをごらんください。「3 諸室の配置計画」につきましては、「(1) 必要な諸室の再編整備の考え方」の図、左側の「現在の労働会館と教育文化会館」のホール、会議室、教養室、ギャラリー等のその他のスペースの利用状況等を踏まえ、図、中央のとおり、規模の適正化等を行った上で、図、右側の「再編整備後の諸室」の多機能化や高機能化、可変性の確保等を図るとともに、ミニホール等の新規・拡充スペースの創出を図ってまいります。

同ページ右側上段の「(2) 施設構成の考え方」につきましては、アからエの4つの考え方に基づきまして、諸室の配置計画等に取り組んでまいりたいと存じます。

右側中段の「(3) 施設構成と諸室の配置計画」につきましては、本章「3」の「(1)」と「(2)」を踏まえまして、フロア構成を整理したところでございます。図の左側の「フロア構成の主な視点」についてでございますが、図の一番下の「【地下1階】」の部分をごらんください。地下1階は、設備機械を地上階に移設し、体育室やスタジオを配置する計画としたところでございます。次に、「【1階】」は、公園側に売店・飲食スペース・ギャラリー・テラスを配置し、公園と連続性・一体性を持った計画としたところでございます。次に、「【2階】」は、市民活動コーナー・フリースペースを配置し、交流や賑わいが生まれやすい空間構成とする等の計画としたところでございます。次に、一番上の「【1～5階】」の枠をごらんください。1～5階は、ルーム・教養室・フリースペース等を各階で混在させ、利用者の新たな活動のきっかけづくりや交流促進を図る等の計画としたところでございます。

6ページをごらんください。「第6章 事業・サービスの考え方」でございますが、再編整備の基本理念等に基づきまして、事業・サービスの考え方を次のとおり整理し、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法につきまして、「(仮称) 労働会館・川崎市民館管理運営計画」の策定作業の中で検討してまいりたいと考えております。「1 従来の事業・サービスの継続」をすることを基本としつつ、「2」以下で、主な検討事項をお示ししておりますのでごらんください。検討の柱といたしましては、「2 同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスの推進」「3 幅広い利用者層に対応した事業・サービスの推進」「4 ICTを活用した事業・サービスの推進」「5 地域の課題解決につながる事業・サービスの充実」、最後に、これらの「1」から「5」を実現するために9つの検討の視点を持ちつつ、「6 効率的・効果的な事業・サービスの提供手法の検討」に向けて取組を進めてまいります。

同ページ右側の「第7章 今後の検討の進め方と整備スケジュール」でございますが、「第5章」や「第6章」の考え方にに基づきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。「1 関連施策と連携した庁内横断的な検討」を引き続き進めまして、「2 ソフトとハードの一体的な検討」につきましては、諸室の配置計画の確定等に向けた実施設計と事業・サービスの内容等を検討する管理運営計画の策定に着手し、「3 市民参加による検討」につきましては、引き続き、市民意見聴取等を実施し、「4 民間との対話による検討」につきましては、「民間活用(川崎版PPP)推進方針」の趣旨を踏まえ、民間との対話による検討を進め、「5 新型コロナウイルス感染症等への対応の検討」につきましては、管理等について、再編整備後の施設における対応について検討を進めてまいります。次に、「6 整備スケジュール」につきましては、図のとおり、令和6年度中の供用開始を目指し、令和3年度から実施設計、令和5年度から改修工事等に着手する予定でございます。また、令和3年度から管理運営計画の策定作業を進め、令和4年度以降、地域資源と連携したイベント等を実施する予定でございます。

なお、こちらにつきましては教育委員会に諮りました後、1月28日に文教委員会に報告をさせていただき予定になっておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

それでは、質問等お願いたします。

田中委員、どうぞ。

**【田中委員】**

どうも御説明ありがとうございました。

3つほど感想とか質問とか混ぜてですけれども、1つ目は、本紙のほうの7ページの中ほどから下ですけど、ここでもSDGsがあるわけですけど、先ほどとちょっと違って、こちらは施設整備とか、かなりもう整備全体を含めた中でのSDGsとの関係なので、これはあまり違和感がなかったです。先ほど言ったような意見も踏まえながらここを直す必要があれば、お願いできればというふうに思います。

それから、2点目なんですけれども、とてもユニークな視点、アイデアで、37ページ、“木のうろ”の話が出てきて、これはとてもおもしろいお話で、いいと思うんですけども、ちょっと、これとこの施設の方向性との関係がどうもいま一つ分かりにくくて、“木のうろ”というのは、大体古い大木、老木の中にできたうろに鳥が入るわけですね、生き物が。そうすると、老木なので、どちらかという、割と古い施設を新しく整備してというので、そういう古いのを兼ねてやったのか、あるいは「誰でも使える」という意味でこういうふうにしたのか。

ただ、“木のうろ”の場合には、ある一定期間、特定の個体が占有しちゃうわけですね。そういうものと、公共施設でみんなが共同的に使うのと、何か兼ねるもののイメージがあまりつながってこないの、ちょっと検討していただくとありがたいと思います。富士見公園の緑とか、それとも兼ねて考えられたんだと思うんですけど、この「うろ」の意味がもう少しよく伝わるようになるといいなと思いました。

最後、3点目は、69ページのICTの関係になるんだと思うんですが、先日もWi-Fiのことがちょっと話題に上ったと思うんですが、この施設については、結局のところ、見逃しかもしれませんが、Wi-Fiのことが書かれていなかったように思うんですが、あまりそこまでは、やはり難しいということになるんでしょうか。

その3点を、もし何かありましたらお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

お願いします。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

まず、3点目になりますけれども、施設整備の考え方、ハード的なところで、45ページをごらんになっていただけますでしょうか。45ページの左下の表ですね。「多機能化」「高機能化」「可変性の確保」というところがございまして、そちらの「高機能化」のところに「動画配信等を可能とする公衆無線LAN環境等の整備や設え」ということで、先日、中間報告の際に、岩切委員からたしか挙がったと思いますが、スタジオ的な要素みたいなことも、そういうニーズというか、この中で一緒になっているということもあって、ただ単に自分たちが情報を得るだけではなくて、相互に発信をしていくという、そういう機能、ないし設えというのは、実施設計の中で、今までの公共施設にないものですから、チャレンジをしてみたいというところがございます。

また、SDGsは、一番大きいのはやはり「12」の目標、施設整備なので、「つくる責任、つかう責任」ということで、やはり本市は、2050年にCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにしていこうというようなところで、「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」という取組を行っている

ころでございます。そういう意味で、長寿命化というのは、躯体が大体10割だとしたら、工事費がですね、3割が躯体の更新に一般的にはなると。ちょっと物によって違うんですけども。そうすると、3割分の産業廃棄物を長く使い続けることによって、その分が抑制される、そのようなところはしっかりと位置づけてまいりたいということが、今回は教育施策、ソフト的なところもそうなんですけど、そちらも大きな柱になるということをお理解いただければと思います。

それと、“木のうろ”につきましては、なかなかちょっと行政ぽくないというのもあったんですけども、ちょっと時間軸を広めに見ていただいて、確かに公園との連続性ということもあって、木質化等でぬくもりのある空間ということと、それと、昆虫がいたり鳥がいたり、その都度、その都度によって季節とか、そういうことで変わっていくんですけど、長い目で、年間を通じて、フロア構成のフリースペースとか、共有スペースとか、そういうものを混在させることによって、様々な方が触れ合っていくという、ちょっとぬくもりのあるような、そういう空間というところを、ちょっとイメージされづらいかもしれませんが、「うろ」というと暗いイメージもあったり、いろんなイメージがあるんですけども、そういう意味で、ちょっとぬくもりのある空間、そして、いろんな方がそこで触れ合う、交流し合う、知り合う、学び合うという空間だというふうにイメージしていただくとありがたいかなと思います。表現についてはちょっとどこまで取り入れるかありますけれども、ちょっと直らないかもしれませんが、すみません、そういうイメージだということをお理解いただければと思います。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

高橋委員。

#### 【高橋委員】

今の“木のうろ”のお話についてです。今日、実は労働会館をちょっと会議の前に初めて見に行ってきたんですけども、真ん中に吹き抜けがあって、すごくすてきな造りの建物だなというふうに思いました。うろって、この資料に出ていると、写真がちょっと暗い感じなんですけど、私としては、大きな木に、いっぱいいろんな穴が開いていて、そこに鳥とか虫とかが出入りしていて、いろんな活動をしたり、居場所にしたりしているというようなイメージを持ちました。というのは、今もそうなんですけど、労働会館というのは廊下がすごく広くて、玄関の上のところは各階フリースペース、エレベーターホールが割と広めのフリースペースになっていて、今はコロナでなかなか使えないと思うんですけど、もしかしたらたくさんの方が集っていたのかなというのを想像したりして、新しい計画でフロア図を見ても、2階にすごく大きなフリースペースを、今はいろんな交流室、多分宴会とかもできるようなお部屋だったんだと思うんですけど、そこを全部ぶち抜きのフリースペースにさせていただく計画になっていますよね。やっぱり実際に見ると、かなり広いオープンなスペースができるんだなというところで、割と本当にいろんな人が集っているような、そういうイメージがすごく今日見て湧いたので、この写真とかをもうちょっとたくさん、大きな木にいろんなうろがあって、いろんな人が集っているというようなイメージにさせていただくと合っているのかなという気に、今日労働会館を見て、お話を聞いて思いました。

うろの写真の下の「施設整備イメージ」のところでも、労働会館はやっぱりすごく広いスペースがあって、そこと連続して広場とか、あと、周辺のいろんな公園、運動施設を含めたところで活動された方が、こちらの施設と一体になっていろいろ使うというのはすごくいいな、というふうに思ったので、ぜひこういう考え方で進めていただければいいなと思いました。

1点細かいことなんですけれど、「活動の見える化」という話があったかなと思うんですけれども、各階に実習室とか料理室とか、あと多分和室って今は茶室という名前になっていたかと思うんですけれども、例えば、そういうところに窓をつけて、中が外から見えるようにするみたいなことというの「見える化」の中に入っていたりするんですかね。今って、外壁金属パネルは撤去して、外から中が見えるようにというようなイメージはあるんですけど、中の活動スペースが、今の労働会館の造りが全部閉じているので、それぞれの活動場所で何をやっているか分からないという、ちょっと閉鎖的な感じがするんですけれど、例えば、カーテンとかをつけておけば、活動している様子が見えると、よりつながれる、交流できるかなというのあったんですけど、その辺りも検討されていたりもしますか。

**【小田嶋教育長】**

どうぞ。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

まず、“木のうろ”につきまして、いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。

続きまして、「見える化」につきましては、委員の御指摘のとおり、ガラス張りというのが基本になっています。ただ、汎用性のある部屋をつくってきたいということもございますので、そういう意味では、防音性、防湿性とか防汚性とかというバランスですね、「見える化」との。そこをどう取っていくかということは、今後、実施設計の中で検討を進めていく必要があるというふうに考えております。さらに「活動の見える化」というのは、連続して使うというところで、例えば今、2階の市民活動コーナーというのは半オープンスペースにして、そこで、ちょっと使い方はこれから決めるんですけれども、そういう半オープン的なスペースとフリースペースを連続して使っていくというような、そういうオープン化みたいなことも「活動の見える化」として、設計の中で、耐震補強の実施設計の中で壁の割りとかというの耐震補強の工事が決まってくるので、なるべくそういう空間を造っていくような形で今はやっついこうというふうに考えているところでございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

岩切委員。

**【岩切委員】**

いろんな意見を組み入れてつくっていただいて、本当にありがとうございます。

やっぱり長い時間使えるということとか、10年たってもあまり古いという感じがないということで、かなりいろんな市民の要望も、100%ではないかもしれないんですけれども、かなり盛り込まれているなというふうに思いました。

誰でも使えるという、そういう言葉の中に、どの世代でもということ、小さなお子さんから、それから、年配の方まで、本当に皆さんが使えるような、そういったところになってほしいなと思うんですけども、やはり今、世代によってICTとか、いろんなものに対する考え方とか、かなり異なる感覚をお持ちの方たちが、ジェネレーションがいっぱいあるというような、すごく過渡期にあると思うので、ぜひ新しいものを大事にしつつ、今まで利用されていた方たちも使いやすいような工夫とかもぜひ、ソフトの面でサポートをお願いできればなということをやっています。

多分いろんな要望をくださっている方たち、年代は結構上の方たちも多いと思うんですけども、その方たちが使いにくくならないような工夫をぜひしていただきたいと思います。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岡田委員。

#### 【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

先ほどの“木のうろ”というので、それから、公園との一体化ということなので、大きな木がイメージされているのかなというふうに思って、そうすると、内装にふんだんに木をお使いになったりするのかなという、イメージですよ、そんなイメージを持ちましたので、これからのことを考えたら、デジタルイゼーションの中に、そういう木のイメージってすごくマッチしていいな、というふうに思いながらお聞きしました。

1点教えてください。これは維持管理費って、今後どんなふうに見積もっていらっしゃるのか、どんなふうを考えていらっしゃるのか。というのは、直近で行くと、多分ここ何年かは税収が減るとかはもう目に見ているので、そういったところを踏まえたときに、コンパクトな維持管理というんですか、それについてのビジョンというか、それを教えてください。

#### 【宮川生涯学習推進課担当課長】

労働会館に限らず、公共施設、市民館・図書館におきまして老朽化が今進んでいる状況でございます。高度成長期に造られたものが多いです。そういう状況の中で、本市としてどのように維持管理していくのかということはあると思っております。そういう状況の中で、大規模なもの、そういうものについては、まちづくり局というところが中心になって維持管理をするような形で、大規模改修が終わった後にしていくということと、今回、それ以外の主要な設備みたいなことがありますので、そちらは、こちらの財産所管局の教育委員会事務局のほうで対応することなので、そちらを、やはり計画的にやっていくというようなことが必要になってくるというふうに思っています。それはあり方の中でも検討させていただいておりますが、そちらをうまく効率的にやっていくということは全庁的な課題でありますけれども、今年度から、教育委員会といたしましても、古い施設から計画的に、施設調査を行いまして、そういうところで優先順位をつけていく取組を、数が多いものですから5年から10年ぐらいかかるんですけど、そういうことも行いながら、その中で労働会館を、経済労働局、行革か、あるいはどういう所管になるか

というのは、財産所管はこれから検討することなんですけれども、そういう取組を踏まえながら、ちゃんと適切な維持管理をして、長く賢く使い続けるという取組を少しずつでも、一歩ずつでも進めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

田中委員。

**【田中委員】**

ちょっと余談かもしれませんが、うろの話でだんだんおもしろくなってきたので、一言だけ申し上げます。高橋委員が言われて、ようやくイメージが湧きました。要するに、うろが幾つかあって、いろんな使い方ができると。例えば、私のイメージだと、いろいろ活動している中にうろがあったら、そこに鳥が住んで、営巣してという、それは完全に占有するのでプライベート空間になっちゃうんですね。だから、公共空間と合わないというイメージだったんですけど、ただ、それを子育てと考えれば、家族で利用できるとか、子どもが育つ空間なんだとか、そういうふうに転化して考えればいいんだというのと、複数のうろがあれば、ここにも書いてあるように、鳥が使ううろ、夜行性の昆虫が使ううろ、いろんなものができる。

さらにはうろにこだわらず、樹液が出れば、カブトムシなり、蝶なりがやってきて吸いますので、1本の木にいろんな生き物がやってくる可能性がある。だから、そんなイメージをイラストで書くといいんじゃないかなと思ったんです。太い木があって、ここのうろに鳥が子育てしている、こっこのうろに昆虫がたくさん集まったり、この辺はうろじゃないけど、樹液をたくさん吸いに来る昆虫がいたり、1本の木にいろんな使い方の生き物が入ってくる、そのイメージがこれなんですというふうにすると、少し伝わるかなと思ったので、経費がかかるかもしれませんが、もしイラストが一つあると分かりやすいなというのと、さらに経費がかかるかもしれませんが、出来上がったらどこかに木の模型があって、うろが2つぐらいあって、鳥が住んでいる、虫が寄ってくる、樹液も吸っているとか、このイメージがこの会館なんですというふうになると、つながるな、というふうに感じて、また、温かい施設のイメージが出ると思うので、その辺りをちょっと工夫していただけるとありがたいなと思いました。

ただ、経験的に、あまりうろがいっぱいできると、木の命が危なくなるので、やっぱり枯れた木にたくさんキツツキが住みますので、ちょっと枯れ木のイメージとつながるとよくないので、少し包容力のある大木が限定的に2つぐらいうろがあって、そこに鳥と虫が住んでいてという、そんなイメージが出るというなと思いました。

感想ですので、聞くだけ聞いていただければということで。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

ありがとうございます。先ほど岩切委員からありましたけど、やはり田中委員の御発言も含めまして、高橋委員も含めまして、やっぱり感じているのは、これから事業・サービスがすごく重要になってくるというふうに思っています。ここにも書かせていただいていますとおり、これからいろんな方の意見聴取、できればワークショップ等も行いながら、事業・サービスをどうい

うふうにしてこの2つの施設を1つのサービス、利用者目線に立ってやっていくかということを中心に、検討していく取組を進めてまいりますので、そういう意味で、そういうイメージをどう使われるかというのは、やはり重要だと思っていますので、そこを中心に、今後また検討させていただいて、中間報告等をさせていただきながら、御意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

すごく細かいことです。すみません、概要版の4ページの右側の「環境対策」の「自然換気の活用」のところで、「建物中央の吹き抜け上部のトップライトに自然換気窓の設置」と書いてあるんですけど、自分のマンションで、透明なガラスの屋根みたいなどころからすごく水漏れがあって、全然直らないというようなことが何回かあって、そういうトップライト的なところに窓をつくったりするのは、水漏れ対策が大丈夫なのかなということがすごく心配になったので、またトップライトというのは修理もしづらいようなところなので、造られる場合はメンテナンスとか、すごく考えてつくってくださいという細かいお願いです。

【宮川生涯学習推進課担当課長】

分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、議案第43号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第43号は原案のとおり可決いたします。

## 9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(16時34分 閉会)